

豊山町手数料条例の一部改正

令和2年度一般会計補正予算

ひとり親家庭給付金

（問）通知カード再交付手数料の規定が削除されるということであるが、これまでの通知カードは使用できるのか。また、いつまで使用ができ、紛失した場合はどうしたらよいのか。



（答）通知カードは、令和2年5月25日に廃止された。現在の通知カードは住所や氏名などの変更がなければ、マイナンバーを証明する書類として、当面の間、使用あることができる。

通知カードをなくした場合は、住民課窓口で紛失の届出をして、マイナンバーカードを申請するか、マイナンバー入りの住民票の写し、または、住民票記載事項証明書を窓口でお求めいただくことになる。



（問）コロナ禍により、さまざまな世代、職業、世帯の方たちから支援を求められている。どのように考えのもとで、新たな支援策を打ちだされたのか。

（答）コロナの影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、新生児やひとり親家庭に給付金を支給する。

また、外出自粛要請などの影響により売上が減少した飲食事業者を下支えするため、テイクアウト対応助成金を計上している。今後も国や県の動向を注視しながら、町として適切な対策を講じていきたい。

（問）ひとり親家庭給付金の対象人数、金額は。

（答）対象の世帯は155世帯、子どもは251人、支給する金額は子ども一人当たり1万円である。

また、5月末までに認定された子どもが対象になる。

新生児給付金

（問）新生児が期間内に出生しておいた場合は対象となるのか。

（答）新生児が4月28日以降に転入した場合は対象となる。

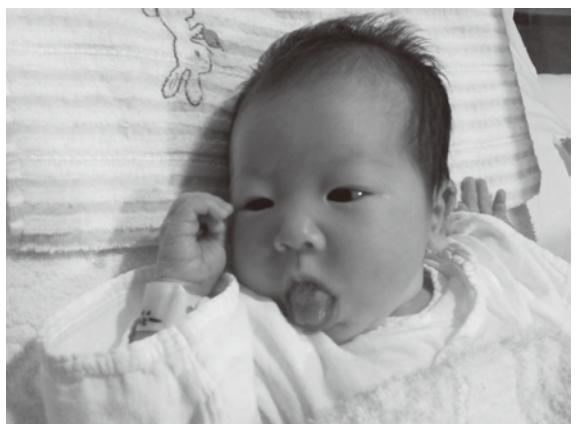
また、期限を12月31日までとした理由は。

（答）4月27日に豊山町に住民登録

があり、かつ、申請日までの間、引き続き、豊山町に住民登録がある母親が要件となるため、対象にならない。

今回の新生児給付金は、令和2年4月27日の基準日に妊娠している方の出産予定日を見込んでいた。

で、期日を令和2年12月31日までとした。



テイクアウト対応助成金

（問）テイクアウト対応助成金の対象期間は、また、延長することはあるか。

（答）補助対象期間は、令和2年4月1日から7月31日としている。

期間の延長は、現時点では考えていいない。